

◇特定空家等に対する措置について

○ 特定空家等(戸狩地区)

(1) 建物概要

建築年： 不明(昭和 46 年(1971 年)増築)
用途： 居宅・診療所
構造： 鉄骨鉄筋(一部木造)2 階建て
床面積： 1F 329.21 m² 2F 125.78 m² 計 454.99 m²
敷地面積： 1,140.91 m²
空き家になってからの年数： 平成 24 年(2012 年)頃から(12 年以上)
代執行前の建物の状況： 経営者の死亡により、家屋全体が半壊の状態だったが、
令和 4 年(2022 年)1 月には雪害等で家屋が全壊状態。
所有者： 所有者(亡) 相続人 2 名
A 氏(子)
B 氏(子)【平成 30 年(2018 年)5 月死亡】

(2) 解体工事

施工業者： ㈱本木建設
工事： 令和 6 年(2024 年)12 月 19 日～令和 7 年(2025 年)3 月 31 日
工事価格： 11,000,000 円(内、国補助金 5,500,000 円)

(3) 特定空家等の認定から行政代執行までの経過と予定

適正管理内容	日 程	措置回数
特定空家の認定	平成 24 年(2012 年)12 月 3 日	
適正管理	平成 25 年(2013 年)1 月 7 日～	7
助言・指導	平成 27 年(2015 年)9 月 25 日～	5
勧告	令和 6 年(2024 年)3 月 11 日～	3
命令前の通知	令和 6 年(2024 年)8 月 19 日	1
命令	令和 6 年(2024 年)9 月 2 日～	5
過料事件通知	令和 6 年(2024 年)11 月 27 日	1
戒告	令和 6 年(2024 年)10 月 17 日～	2
代執行通知	令和 6 年(2024 年)11 月 27 日～	3
代執行開始	令和 6 年(2024 年)12 月 19 日(木)	
代執行完了(予定)	令和 7 年(2025 年)3 月 31 日	

※ 措置回数 27 回 【A 氏 22 回(内、差置送達 5 回)、B 氏 5 回】

(4) 今後の事務処理について

- ・解体工事完了後、A 氏(子)へかかった費用の納付書を送付予定。
- ・納付されない場合、国税滞納処分の納税の告知→督促→財産の差押え→差押財産の公売等による換価→換価代金の配当 の手順による強制徴収が認められる。
- ・代執行費用について、飯山市は、国税及び地方税に次ぐ順位の先取特権を有する。

特定空家 位置図



【現場の状況】

(北側) 撮影日：令和6年(2024年)12月5日



(北西側) 撮影日：令和6年(2024年)12月5日



(西側) 撮影日：令和6年(2024年)12月5日



(南西側) 撮影日：令和6年(2024年)12月5日

